

緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

対象等

- ・家計支持者が失職、破産、事故、病気等もしくは火災、風水害等の災害により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた方が対象。
- ・「緊急採用」＝第一種奨学金（無利子貸与）、「応急採用」＝第二種奨学金（有利子貸与）
- ・第一種奨学金貸与中の方は緊急採用に、第二種奨学金貸与中の方は応急採用に申請することはできません。
- ・休学中、留学中、成績不振による留年、成績不振により修業年限内での卒業の見込みがない者は対象になりません。
- ・制度の詳細は、日本学生支援機構 HP [緊急採用・応急採用](#)を参照。

申請期間

家計急変が発生した月の翌月を起点として12ヶ月以内

奨学生案内を受け取る

【配付場所】所属学部・学府の奨学金担当係

申請書類の提出

- 以下の書類提出を受けて、スカラネットのID・パスワードを交付
- ・学部在学採用又は大学院在学採用で提出する書類（「奨学金案内」を参照）
 - ・家計急変前1年間の収入に関する証明書類（源泉徴収票、所得証明書など）
 - ・家計急変後1年間の収入に関する証明書類（家計急変後から奨学金申込月までの給与明細や帳簿等の写しなど）
 - ・特別支出額（家計急変後に特別に支出した額）に関する証明書類（領収書、見積書など）
 - ・家計急変事由に関する証明書類（解雇通知、退職証明書、破産手続開始決定の通知書、診断書など。災害救助法適用地域に該当した場合は、罹災証明書（写）。）

※緊急採用（第一種奨学金）の貸与終期は毎年3月まで。
応急採用（第二種奨学金）は修業年限内の希望する時期を貸与終期にできます。

スカラネット入力

「スカラネット下書き用紙」の記入内容をもとに、速やかに学生自身がスカラネットに入力。

初回の奨学金振込

奨学生として採用された場合は、スカラネット入力の1～2ヶ月後に初回の振込があります。

返還誓約書配付

日本学生支援機構から大学に返還誓約書が届くので、奨学金担当係で配付
【配付期間】学生ポータルシステム、各学部所定の方法により案内
【配付物】奨学生証、返還誓約書、奨学生のしおり等

返還誓約書
及び添付書類
の提出

【提出期限・提出先】返還誓約書配付時に案内

【全員が提出するもの】

- ①返還誓約書…学生本人及び関係者の署名・押印が必要（「奨学生のしおり」を参照）。
※返還誓約書に印字されている内容を修正する場合は「奨学生のしおり」を参照して修正し、「返還誓約書記載事項訂正届」（様式 25）を併せて提出。

②学生本人の住民票

【人的保証選択者が提出するもの】

- 1) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2) 連帯保証人の収入に関する証明書
- 3) 保証人の印鑑登録証明書
- 4) 保証人が 4 親等以内でない場合や 65 歳以上の場合
「返還保証書」+収入に関する証明書

【機関保証選択者が提出するもの】

- 1) 保証依頼書…未成年の場合は親権者の署名・押印必要



緊急採用継続
願の提出

緊急採用を次年度も継続する場合は「緊急採用継続願」の提出が必要

【提出時期】11月（11月以降に緊急採用を申し込み、次年度も継続する場合は、申請時に提出）